

第 9 章 監視計画

第9章 監視計画

9.1 事後調査を行うこととした理由

本事業においては、予測の不確実性が大きいおそれのある場合や効果の程度に係る知見が十分でない環境保全措置を講じる場合などについて、工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するため、事後調査を実施する。

また、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、必要な措置を講ずることで環境影響を回避し、または低減するものとする。

なお、事後調査は、「千葉県環境影響評価条例」（平成10年6月19日条例第26号）第39条に基づく調査である。

9.2 事後調査の項目及び方法

9.2.1 工事の実施

工事の実施における事後調査の項目及び方法等は、表9.2.1に示すとおりである。

9.2.2 土地又は工作物の存在及び供用

土地又は工作物の存在及び供用における事後調査の項目及び方法等は、表9.2.2に示すとおりである。

9.3 環境影響の程度が大きいことが明らかとなった場合の方針

事後調査の結果、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、関係機関と連絡をとり、必要な措置を講じるものとする。

9.4 事後調査の結果の公表

事後調査の結果については、事後調査の進捗状況に応じて、株式会社上総安房クリーンシステムのホームページにおいて公表する。

9.5 事後調査の実施主体等

事後調査については、株式会社上総安房クリーンシステムが実施する。

表 9.2.1 工事の実施における事後調査の項目及び方法等

調査項目			調査方法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点	調査方法	調査期間
大気質	建設機械の稼働	粉じん(降下ばいじん)	現地調査地点の1地点	重量法(ダストジャーによる採取)	施工期間において影響が最大となる工種の実施期間内の1ヶ月
水質	工事の実施	濁度、水素イオン濃度	濁水処理施設排水地点	濁度計及びpH計による調査	施工期間中の濁水排水時に連続的に監視
		浮遊物質量、有害物質(砒素、ふっ素)	同上	浮遊物質量については、濁度を指標として、相関関係から濃度を把握する方法、濁度との相関が認められない有害物質は、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年、環告第59号)	施工期間中の濁水排水時に連続的に濁度を監視、濁度との相関が認められない有害物質は、施工期間中、月に1回程度分析
		浮遊物質量、水素イオン濃度、有害物質(砒素、ふっ素)	現地調査地点の1地点(新富水路の暗渠管出口下流。なお、上流側等の地点は、透視度等の現場測定結果に応じて適宜追加する。)	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年、環告第59号)	4季各1回(施工期間中の濁水排水時)
騒音	建設機械の稼働	騒音レベル(L ₅)	現地調査地点の2地点	「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 一般地域編」(平成27年10月、環境省)等	施工期間において影響が最大となる時期の1日間
	工事用車両の走行	等価騒音レベル(Leq)	現地調査地点の1地点	「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 道路に面する地域編」(平成27年10月、環境省)等	工事用車両の走行台数が最大となる時期の1日間
振動	建設機械の稼働	振動レベル(L ₁₀)	現地調査地点の2地点	「振動レベル測定方法(JIS Z 8735)」等	施工期間において影響が最大となる時期の1日間
	工事用車両の走行	振動レベル(L ₁₀)	現地調査地点の1地点	「振動規制法施行規則」(昭和51年11月、総理府令第58号)等	工事用車両の走行台数が最大となる時期の1日間
植物	工事の実施	移植種(カワヂシャ等)	移植地(緑地内に整備する湿性等草地環境)	移植種の活着状況調査、環境保全措置(移植内容等)の取りまとめ	移植時及び移植後3回(概ね移植後1週間後、1ヶ月後、3ヶ月後)

表 9.2.2 土地又は工作物の存在及び供用における事後調査の項目及び方法等

調査項目			調査方法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点	調査方法	調査期間
大気質	廃棄物処理施設の稼働	二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイキソ類	長期平均濃度予測の最大着地濃度地点付近	表 9.2.3 に示す方法	施設の稼働が定常となった時期から1年間(4季、各7日間)
騒音	廃棄物処理施設の稼働	騒音レベル(L ₅)	現地調査地点の2地点	「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 一般地域編」(平成27年10月、環境省)等	施設の稼働が定常となった時期の1日間
	廃棄物処理施設の稼働	超低周波音(G特性音圧レベル(L _{G5})等)	現地調査地点の2地点	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月、環境庁)等	同上
振動	廃棄物処理施設の稼働	振動レベル(L ₁₀)	現地調査地点の2地点	「振動レベル測定方法(JIS Z 8735)」等	同上
悪臭	廃棄物処理施設の稼働(臭気の漏洩)	特定悪臭物質、臭気濃度(臭気指数)、臭気強度	対象事業実施区域の1地点(調査実施時の主風向の風下側の地点)	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年5月、環告第9号)、 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年9月、環告第63号)に示される三点比較式臭袋法、 「6段階臭気強度表示法」	施設の稼働が定常となった時期の夏季に1回
植物	施設の存在等	移植種及びその他重要な種、地域の特性を把握する上で注目される種	緑地内に整備する湿性等草地環境	移植種等の生育状況調査、環境保全措置実施状況の取りまとめ	供用後2年目1年間 年3回(3季)
動物	施設の存在等	爬虫類、両生類、昆虫類の重要な種、地域を特徴付ける種または指標性の高い種	緑地内に整備する湿性等草地環境、環境保全措置実施箇所	重要な種等の生息状況調査、環境保全措置実施状況の取りまとめ	供用後2年目1年間 年3回(3季)

表 9.2.3 大気質現地調査方法

調査項目	調査方法
二酸化硫黄 浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環告第 25 号)に定める方法
窒素酸化物	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環告第 38 号)に定める方法
塩化水素	「大気汚染物質測定法指針」(昭和 62 年環境庁)に定める方法
水銀	「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成 11 年、環境庁大気保全局大気規制課)に準拠
ダイオキシン類	「ダイオキシン類に係る大気環境測定マニュアル」(平成 20 年 3 月、環境省)に定める方法